

# 議案第 74 号 北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例案

## 北海道安心こども基金条例の一部を改正する条例

北海道安心こども基金条例（平成21年北海道条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支援並びに」を「支援、」に、「実施を」を「実施、母子保健及び児童福祉の一体的な相談支援体制の整備等を」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 説 明

北海道安心こども基金の拡充を図るよう、基金の目的に母子保健及び児童福祉の一体的な相談支援体制の整備等を加えることとするため、この条例を制定しようとするものである。